

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者の公示…………… (総務部総務課)	121
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 …………… (環境推進課)	122
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	122
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	122
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	122
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	123
○森林法による通知に代える公示 (3件) …………… (治山課)	123
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	124
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (維持管理防災課)	124
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	124
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	130
○平成27年度及び平成28年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正…………… (建設管理課)	142
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	142
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課)	142
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (4件) ……………	143
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) ……………	144
<b>道人事委員会規則</b>	
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則……	146
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	147
<b>道公安委員会規則</b>	
○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………	147
○北海道公安委員会審査請求手続規則……………	149
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則……………	166
<b>道公安委員会告示</b>	

○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	167
<b>道警察本部告示</b>	
○行政不服審査法の施行に伴う関係規程の整備に関する規程……………	167
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	167
○停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程……………	168
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	168
<b>道方面公安委員会告示</b>	
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	169
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	169
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	169
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	170

## 告 示

### 北海道告示第226号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力
 

ア 予定契約電力	1,678kW
イ 年間予定使用電力量	4,625,000kWh
  - (2) 北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力
 

ア 予定契約電力	162kW
イ 年間予定使用電力量	305,000kWh
- 2 落札を決定した日  
平成28年1月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1)ア 氏 名 株式会社F-Power
  - イ 住 所 東京都港区六本木1丁目8番7号
  - (2)ア 氏 名 伊藤忠エネクス株式会社
  - イ 住 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号
- 4 落札金額
  - (1)ア 基本料金 632.88円
  - イ 電力量料金 18.12円

(2)ア 基本料金 1,080.00円

イ 電力量料金 17.60円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年12月18日付け北海道告示第805号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第227号

平成19年北海道告示第471号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

別図を次のように改める。

備考中「北海道環境生活部環境局環境保全課及び北海道渡島支庁」を「北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局」に、「関係町役場」を「関係町村役場」に改める。

（「次のように」は省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦臼土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所
就任	平成28. 3.14	理事	藤澤龍彦	樺戸郡浦臼町字於札内224番地の2	
同	同	同	中川清美	同	浦臼町字ウラウシナイ171番地の12
同	同	同	三宮憲一	同	浦臼町字晩生内228番地の268
同	同	同	若木馨	同	浦臼町字於札内320番地の25
同	同	同	柴田勉	同	浦臼町字晩生内227番地の34
同	同	同	土橋直生	同	浦臼町字浦臼内10番地の342
同	同	監事	宮野和孝	同	浦臼町字キナウスナイ188番地の375

同	同	同	向井一成	同	浦臼町字ウラウシナイ179番地の267	
退任	同	28. 3.13	理事	前田武彦	同	浦臼町字ヲソキナイ2番地の14
同	同	同	同	藤澤龍彦	同	浦臼町字於札内224番地の2
同	同	同	同	東藤晃義	同	浦臼町字キナウスナイ186番地の23
同	同	同	同	江上哲雄	同	浦臼町字晩生内283番地の16
同	同	同	同	岸田利男	同	浦臼町字浦臼内172番地の97
同	同	同	同	棚田隆	同	浦臼町字浦臼内182番地の2
同	同	同	同	矢野正章	同	浦臼町字晩生内227番地の106
同	同	同	同	石橋和博	同	浦臼町字黄臼内672番地の37
同	同	監事	山田輝喜	同	浦臼町字晩生内305番地の3	
同	同	同	宮野和孝	同	浦臼町字キナウスナイ188番地の375	
同	同	同	大塚秀司	同	浦臼町字ヲソキナイ1番地の13	

北海道告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（岩崎地区（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、客土））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成28年3月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ195の1・195の2・195の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第231号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡置戸町(次の図に示す部分に限る。)

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡木古内町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

木古内町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡新得町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

の所在場所

る。)、網走市・新得町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第232号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を八雲町役場の掲示場に掲示した。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成28年北海道告示第188号

2 所在が不明な者 水野 英敏

#### 北海道告示第233号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新十津川町役場の掲示場に掲示した。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成28年北海道告示第164号

2 所在が不明な者 田垣 隆昭

#### 北海道告示第234号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を赤平市役所の掲示場に掲示した。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年農林水産省告示第488号
- 2 所在が不明な者 藤田 悠介

**北海道告示第235号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 仁別大曲線	北広島市輪厚90番2地先から 同市大曲195番地先（一般国道36号交点）まで	平成28. 3.31 午前10時

**北海道告示第236号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 小樽梅ヶ枝2（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
小樽市	梅ヶ枝町	2番3	1
同	同	2番21	2
同	赤岩一丁目	82番13	3
同	同	82番1	4
同	同	同	5
同	同	同	6
同	同	82番11	7

- 2 小樽梅ヶ枝2（その3）地区急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号

と標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
小樽市	赤岩一丁目	86番1	1
同	同	86番3	2
同	同	100番1	3
同	同	102番	4
同	同	103番	5
同	同	同	6
同	同	同	7
同	同	同	8
同	同	104番2	9
同	同	107番	10
同	同	99番	11
同	同	95番15	12
同	同	同	13
同	同	92番1	14

**北海道告示第237号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
盤の沢川（Ⅰ-04-0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
美唄市字滝の沢、字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
丘川（Ⅱ-04-0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 寺院川（I-04-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
南一の沢川（I-04-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
美唄市字美唄、字美唄一の沢、字一の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
山の手沢川（I-04-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市幾春別山手町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
倉田の沢川（I-04-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市幾春別栗丘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
団地の沢川（I-04-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
新幌の沢川（I-04-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松常盤町、唐松千代田町1丁目、唐松緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
唐松沢川（I-04-0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松青山町、唐松千代田町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
学校裏の沢川（I-04-0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松青山町、唐松緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
社宅沢川（II-04-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松青山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
廃坑の沢川（II-04-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松青山町、唐松緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
本町1の沢川（II-04-0410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市本町、若草町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
本町2の沢川（II-04-0420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市本町、有明町、若草町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
幌内寺沢川（Ⅱ-04-0470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市幌内町2丁目、幌内町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
山手線の沢川（Ⅲ-04-001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
三笠市唐松青山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
温泉の沢（Ⅰ-03-0230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
石狩郡当別町字中小屋、字上当別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
茂平沢二の沢（Ⅱ-03-0200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
石狩郡当別町字茂平沢、字上当別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
モトナカゴヤの沢（Ⅱ-03-0220）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
石狩郡当別町字中小屋、字上当別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
大潤川（Ⅰ-24-0960）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
檜山郡江差町字大潤町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
学校沢（Ⅰ-24-0920）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
檜山郡江差町字田沢町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ポンベケレオタ川（Ⅰ-33-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
室蘭市陣屋町4丁目、5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
室蘭陣屋町3丁目2（Ⅰ-3-301-1941）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
室蘭市陣屋町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
登別富士町7丁目1（Ⅰ-3-55-1695）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
登別市富士町7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
若草川（Ⅰ-33-1040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
登別市美園町4丁目、若草町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
上鷲別沢川（Ⅰ-33-1050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

<p>登別市若草町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上鷲別左沢川（Ⅰ-33-1060）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市若草町5丁目、上鷲別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上鷲別左2の沢川（Ⅰ-33-1070）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市上鷲別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上鷲別川（Ⅰ-33-1080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市上鷲別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 若草6丁目の沢川（Ⅰ-33-1120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市若草町4丁目、若草町6丁目、上鷲別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上わしべつ右1の沢川（Ⅱ-33-1090）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市上鷲別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 柏木3の沢川（Ⅰ-33-1240）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市柏木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 柏木4の沢川（Ⅰ-33-1250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市柏木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 胆振幌別川ポン来馬右の沢（Ⅱ-33-1260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 登別市柏木町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オチウシナイ川（Ⅰ-63-0270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鷲泊字雄忠志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 アフトロマナイ川（Ⅰ-63-0240）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町字鬼脇（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊漁沢川（Ⅰ-63-0280）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鷲泊字雄忠志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>豊漁左の沢川（I-63-0290）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鷺泊字雄忠志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 二股沢川（I-63-0180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇1（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 涙沢川（I-63-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇1、字鬼脇2（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 堺沢川（I-63-0210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町国有林104林班（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊仙沢川（I-63-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎、字二石、字清川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鯨泊無名川（I-63-0260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字鯨泊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 朝日川（I-63-0250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字旭浜（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 稚内こまどり3丁目4（III-6-1-598）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市こまどり3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 クサナル緑沢川（I-61-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市緑2丁目、緑3丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 チラウスナイ川（I-61-0230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市港4丁目、港5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 エビス四の沢川（I-61-0380）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市恵比須4丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 梅田の沢川（I-61-0350）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市宝来5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

- 土石流
- 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
エビスーの沢川（Ⅰ-61-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市恵比須1丁目、宝来5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
シュルコマナイ川（Ⅰ-61-0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市恵比須1丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富士見一丁目沢川（Ⅰ-61-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市富士見1丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富士見四丁目沢川（Ⅰ-61-0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市富士見3丁目、富士見4丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
富士見沢川（Ⅰ-61-0410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市富士見5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
こまどり2丁目沢川（Ⅲ-61-8）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 稚内市こまどり2丁目からこまどり4丁目まで（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稚内緑6丁目3（Ⅰ-6-164-3120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市緑6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稚内緑6丁目4（Ⅰ-6-165-3121）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市緑6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稚内緑6丁目5（Ⅰ-6-166-3122）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市緑6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稚内栄1丁目2（Ⅰ-6-169-3125）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市栄1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
稚内緑1丁目2（Ⅱ-6-123-2389）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
稚内市緑1丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
東明の沢川（Ⅰ-04-0010）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄パンノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
我路の沢川（Ⅰ-04-0030）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
菊水1の沢川（Ⅱ-04-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
番川（Ⅰ-04-0050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
菊水2の沢川（Ⅱ-04-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
落合川左股（Ⅰ-04-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
落合川右股（Ⅱ-04-0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
駐屯地裏の沢川（Ⅱ-04-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄、字美唄一の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄盤の沢町本町（Ⅰ－０－３０４－３０４）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄南美唄町南町（Ⅱ－０－２４７－２４７）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄、字美唄一の沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄東明５条１丁目２（Ⅱ－０－２４９－２４９）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄落合町本町（Ⅱ－０－２５０－２５０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄落合町栄町１（Ⅱ－０－２５１－２５１）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄落合町栄町２（Ⅱ－０－２５２－２５２）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄我路町１条（Ⅱ－０－２５３－２５３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄東６条北１１丁目（Ⅲ－０－２０３－２０３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市東６条北１１丁目、東７条北１０丁目、字美唄、字美唄及び字茶志内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
美唄茶志内１区（Ⅲ－０－３２４－８７３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
美唄市字チャシュナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
下桂川（Ⅰ-04-0280）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市西桂沢（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
西桂沢の沢川（Ⅱ-04-0310）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市西桂沢（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
山手町沢川（Ⅰ-04-0320）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市幾春別山手町、川向町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
東清住町沢川（Ⅱ-04-0210）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市東清住町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
三笠本町1（Ⅰ-0-311-311）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市本町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
三笠唐松緑町1（Ⅰ-0-316-316）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市唐松緑町、唐松青山町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
三笠清住町1（Ⅰ-0-317-317）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市清住町、東清住町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
三笠清住町2（Ⅰ-0-318-318）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
三笠市清住町、東清住町（次の図のとおり）
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
三笠本町2（Ⅱ-0-265-265）
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>三笠市本町、美和、堤町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠本町4（Ⅱ-0-270-270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠本町5（Ⅱ-0-271-271）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠清住町3（Ⅱ-0-274-274）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市清住町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠清住町4（Ⅱ-0-275-275）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市清住町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠清住町5（Ⅱ-0-276-276）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市清住町、東清住町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠唐松町2丁目1（Ⅱ-0-277-277）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市唐松町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠東清住町1（Ⅱ-0-278-278）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市東清住町、清住町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠唐松町1丁目1（Ⅱ-0-279-279）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市唐松町1丁目、唐松緑町、唐松春光町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>三笠唐松春光町（Ⅱ－０－２８０－２８０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市唐松春光町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幾春別栗丘町１（Ⅱ－０－２８２－２８２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幾春別栗丘町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幾春別栗丘町２（Ⅱ－０－２８３－２８３）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幾春別栗丘町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠西桂沢２（Ⅱ－０－２８７－２８７）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市西桂沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠清住町６（Ⅲ－０－２１４－２１４）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市清住町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠清住町７（Ⅲ－０－２１５－２１５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市清住町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠唐松町１丁目２（Ⅲ－０－２１６－２１６）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市唐松町１丁目、唐松町２丁目、唐松緑町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幾春別栗丘町３（Ⅲ－０－２２１－２２１）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幾春別栗丘町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幾春別栗丘町４（Ⅲ－０－２２２－２２２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幾春別栗丘町、川向町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

<p>次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠幾春別栗丘町5 (Ⅲ-0-223-223)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市幾春別山手町、栗丘町、川向町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別中小屋1 (Ⅰ-0-303-303)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字中小屋、字上当別 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別茂平沢1 (Ⅱ-0-241-241)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字茂平沢、字上当別 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別茂平沢2 (Ⅱ-0-570-2351)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字茂平沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 茂平沢二の沢-1 (Ⅱ-03-0200-1)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字茂平沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 第2茂平川1の沢 (Ⅱ-03-0210)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町字茂平沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差大潤1 (Ⅰ-2-436-1474)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字大潤町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差大潤2 (Ⅰ-2-437-1475)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字大潤町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差大潤3 (Ⅰ-2-438-1476)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字大潤町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	--

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大潤川北の沢（I-24-0961）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字大潤町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差田沢1（I-2-444-1482）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字田沢町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差田沢3（I-2-445-1483）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字田沢町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差田沢4（I-2-446-1484）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字田沢町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陣屋町沢川1号川（I-33-0130）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市陣屋町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭陣屋町3丁目1（I-3-300-1940）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市陣屋町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別川上町（I-3-51-1691）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市川上町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別上鷺別町3（I-3-60-1700）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別上鷺別町4（I-3-61-1701）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	---

<p>登別市上鷺別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別上鷺別町6（I-3-63-1703）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別若草町5丁目1（I-3-64-1704）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市若草町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別美園町4丁目（I-3-524-3082）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市美園町4丁目、美園町5丁目、若草町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別若草町5丁目2（I-3-525-3083）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市若草町5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別柏木町3丁目（I-3-54-1694）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市柏木町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登別富岸町1丁目（I-3-519-3077）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市富岸町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美園1の沢川（I-33-1000）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市美園町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上わしべつ川右の沢川（I-33-1100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市上鷺別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>若草町6丁目左の沢川（Ⅰ-33-1110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市若草町6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柏木1の沢川（Ⅰ-33-1230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 登別市柏木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士雄忠志内1（Ⅰ-6-81-2416）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士雄忠志内2（Ⅰ-6-82-2417）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻富士雄忠志内3（Ⅱ-6-46-1771）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝の沢川（Ⅰ-63-0200）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇1、字鬼脇2（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内港1丁目（Ⅰ-6-11-2346）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市港1丁目から港3丁目まで（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内宝来5丁目（Ⅰ-6-4-2339）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市恵比須1丁目、宝来4丁目、宝来5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内恵比須4丁目1（Ⅰ-6-2-2337）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市恵比須4丁目、恵比須5丁目、ノシャップ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>
--	---

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内恵比須3丁目（I-6-3-2338）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市恵比須2丁目から恵比須4丁目まで、ノシャップ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内港4丁目1（I-6-13-2348）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市港3丁目、港4丁目、大字稚内村字ヤマワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内港4丁目2（I-6-14-2349）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市港4丁目、大字稚内村字ヤマワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内港4丁目3（I-6-15-2350）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市港4丁目、緑1丁目、大字稚内村字ヤマワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>稚内緑2丁目2（I-6-18-2353）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑2丁目、こまどり3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内こまどり3丁目2（I-6-168-3124）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市こまどり3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内恵比須4丁目2（II-6-1-1726）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市恵比須4丁目、ノシャップ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 港4丁目沢川（I-61-0240）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市港3丁目、港4丁目、大字稚内村字ヤマワッカナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑4丁目1（I-6-20-2355）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑4丁目、大字稚内村字ヤマワッカナイ（次の図のとおり）</p>
---	--

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑5丁目1 (I-6-161-3117)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑6丁目1 (I-6-162-3118)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑6丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑6丁目1-1 (I-6-162-3118-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑6丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑6丁目2 (I-6-163-3119)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑6丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑4丁目2 (II-6-124-2390)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑4丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑5丁目2 (II-6-125-2391)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑4丁目、緑5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内緑5丁目3 (II-6-126-2392)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内富士見4丁目 (I-6-1-2336)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市富士見3丁目から富士見5丁目まで、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	--

<p>稚内緑2丁目1 (I-6-17-2352)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市緑2丁目、緑3丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内栄1丁目1 (I-6-23-2358)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市栄1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内栄2丁目 (I-6-25-2360)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市栄1丁目から栄5丁目まで (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内富士見5丁目 (II-6-2-1727)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市富士見5丁目、大字稚内村字ヤムワッカナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦4丁目2 (I-9-63-2784)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦4丁目 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春湖台2 (III-9-9-762)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春湖台 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春湖台3 (I-9-38-2759)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春湖台 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑3丁目2 (I-1-129-666)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽張碓9 (II-1-72-625)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市張碓町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

次の図のとおり

- 105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
芦別旭町4(Ⅲ-0-305-305)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
芦別市旭町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第239号

平成28年北海道告示第14号(平成27年度及び平成28年度において競争入札に参加する者に必要な資格等)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

第3の3の表中「地域政策部総務課」を「総務課」に改める。

#### 北海道告示第240号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域  
苫小牧市字弁天の一部
- イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域  
なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

#### 2 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- ア 追加する土地の区域  
苫小牧市字弁天の一部
- イ 除外する土地の区域  
なし
- (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

#### 北海道告示第241号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。))の供給を含む。 5台分 一式(北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地課ほか)
- (2) 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。))の供給を含む。 1台分 一式(北海道空知総合振興局札幌建設管理部本所)
- (3) 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。))の供給を含む。 1台分 一式(北海道空知総合振興局長沼出張所)

#### 2 落札を決定した日

平成28年3月11日

#### 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社エム・マツバラ
- (2) 住所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号

#### 4 落札金額

- (1) 基本料金(5台分1月当たり)91,230円、1枚当たりの単価 2円
- (2) 基本料金(1台分1月当たり)13,900円、1枚当たりの単価 2円
- (3) 基本料金(1台分1月当たり)13,900円、1枚当たりの単価 2円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

平成28年2月12日付け北海道告示第102号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道胆振総合振興局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月29日

北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
貨物兼乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日  
平成28年2月18日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 北海道日産自動車株式会社  
(2) 住 所 札幌市東区北19条東1丁目2番20号
- 4 落札金額  
1,164,240円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年1月5日付け北海道胆振総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係  
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

### 北海道胆振総合振興局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月29日

北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
(1) 乗用自動車の賃貸借 2台分 一式  
(2) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式  
(3) 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式  
(4) 貨物兼乗用自動車の賃貸借 1台分 一式
- 2 落札を決定した日  
平成28年2月18日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(4)

ア 氏 名 トヨタカローラ苫小牧株式会社

イ 住 所 苫小牧市柳町4丁目6番32号

- (2) 1の(2)

ア 氏 名 札幌レンタリース株式会社

イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番5号

- (3) 1の(3)

ア 氏 名 北海道日産自動車株式会社

イ 住 所 札幌市東区北19条東1丁目2番20号

- 4 落札金額

(1) 39,528円

(2) 27,756円

(3) 23,220円

(4) 25,596円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成28年1月19日付け北海道胆振総合振興局告示第3号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

### 北海道胆振総合振興局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月29日

北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

乗用自動車 1台

- 2 落札を決定した日

平成28年2月18日

- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 函館スズキ販売株式会社

(2) 住 所 函館市亀田本町37番6号

- 4 落札金額

1,289,514円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年1月22日付け北海道胆振総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係
  - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

#### 北海道胆振総合振興局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成28年3月29日

北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
乗用自動車の賃貸借 3台分 一式
- 2 落札を決定した日  
平成28年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 トヨタカローラ苫小牧株式会社
  - (2) 住所 苫小牧市柳町4丁目6番32号
- 4 落札金額  
70,308円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年3月4日付け北海道胆振総合振興局告示第29号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係
  - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

#### 北海道上川総合振興局告示第71号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。  
平成28年3月29日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
乗用自動車の賃貸借（12台分） 一式
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成28年7月11日から平成33年7月9日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
  - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
  - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
    - ア 申請の時期 平成28年3月29日から同年4月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
    - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
    - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局地域政策部総務課
  - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階  
入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山  
6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務  
課）
- (2) 入札日時 平成28年5月10日午後1時30分（送付による場合は、同月9  
日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公  
告の予定時期
- (1) 名称及び数量 自動車の交換 2台
- (2) 予定時期 平成28年6月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに  
公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）  
においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を  
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、  
次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5907
- 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 12 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 10, 2016  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 9, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa  
General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1,  
Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan  
Phone : 0166-46-5907

#### 北海道上川総合振興局告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定  
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月29日

北海道上川総合振興局長 紺谷 ゆみ子

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
貨物兼乗用自動車 1台  
（交換契約により、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成28年6月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい  
ないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であるこ  
と。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい  
ることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ  
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め  
るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

- ならない。
- ア 申請の時期 平成28年3月29日から同年4月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階  
入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課）
- (2) 入札日時 平成28年5月10日午後1時30分（送付による場合は、同月9日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 自動車の交換 2台
- (2) 予定時期 平成28年6月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5907
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 10, 2016  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 9, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan  
Phone : 0166-46-5907

## 道人事委員会規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

北海道人事委員会委員長 楯田 信知

### 北海道人事委員会規則6-48

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則  
職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 研究職員又は副研究員
- (13) 心理専門官又は主任

#### 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

北海道人事委員会委員長 欽田 信 知

#### 北海道人事委員会規則16-28

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項を次のように改める。

15 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 道 公 安 委 員 会 規 則

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

北海道公安委員会委員長 横内 龍 三

#### 北海道公安委員会規則第3号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則の一部改正）

**第1条** 北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式まで及び別記第10号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「6月」を「6か月」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第11号様式中「不服申立て（異議申立て・審査請求）」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第12号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改める。

別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「変更する決定」を「変更する裁決」に改める。

（北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則の一部改正）

**第2条** 北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則（平成18年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「第 条第 号」を「第 条第 項第 号」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「6月」を「6か月」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式、別記第8号様式、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「6月」を「6か月」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第22号様式中「不服申立て（異議申立て・審査請求）」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第23号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改める。

別記第24号様式中「異議申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「異議申立て人」を「審査請求人」に、「変更する決定」を「変更する裁決」に改める。

（公安委員会の文書の管理に関する規則の一部改正）

**第3条** 公安委員会の文書の管理に関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正）

**第4条** 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年北海道公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）」を「審査請求」に、「から1年」を「の翌日から起算して1年」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「異議申立て又は」及び「異議申立てに対する決定又は」を削り、「6月」を「6か月」に改め、「決定」を削る。

別記第5号様式中「（方面公安委員会の行った処分に限る。）」を削り、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「から1年」を「の翌日から起算して1年」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改め、「決定」を削る。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行

政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）」を「審査請求」に、「から1年」を「の翌日から起算して1年」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「異議申立て又は」及び「異議申立てに対する決定又は」を削り、「6月」を「6か月」に改め、「決定」を削る。

（北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

**第5条** 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（平成13年北海道公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

別記第2号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して不服申立てをすることができます。」

を

「1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

（道路交通法施行細則の一部改正）

**第6条** 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は別記様式第17号の2」を削る。

別記様式第17号中「北海道」を削り、「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改め、

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。」

を

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴

することができなくなります。

に改める。

別記様式第17号の2を削る。

別記様式第21号の2及び別記様式第21号の3中「60日」を「3か月」に改め、「（北海道警察本部交通部交通指導課経由）」を削り、「異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）」を「審査請求」に、「から1年」を「の翌日から起算して1年」に改め、「異議申立て又は」及び「異議申立てに対する決定又は」を削り、「6月」を「6か月」に、「方面公安委員会の所在地」を「、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地」に改め、「、決定」を削る。

別記様式第22号中「、公安委員会」を「、北海道公安委員会」に、「60日」を「3か月」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改める。

（放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部改正）

**第7条** 放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則（平成18年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第8号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）」を「審査請求」に、「から1年」を「の翌日から起算して1年」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「異議申立て又は」及び「異議申立てに対する決定又は」を削り、「6月」を「6か月」に改め、「、決定」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた処分その他の行為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

北海道公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。

平成28年3月29日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

#### 北海道公安委員会規則第4号

北海道公安委員会審査請求手続規則

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第

17号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、北海道公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（総代の互選の命令の方式等）

**第3条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、別記第1号様式の総代互選命令書により行うものとする。

2 審査庁（法に規定する審査庁としての北海道公安委員会をいう。以下同じ。）は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、別記第2号様式の総代選出（解任）通知書によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知等）

**第4条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、別記第3号様式の参加人参加許可（不許可）書によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、別記第4号様式の参加人参加要求書により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、別記第5号様式の参加人参加（参加取下）通知書によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

**第5条** 法第23条の規定による補正の命令は、別記第6号様式の補正命令書により行うものとする。

（執行停止の通知の方式）

**第6条** 審査庁は、法第25条第2項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、別記第7号様式の執行停止（不停止）決定書によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

**第7条** 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、別記第8号様式の執行停止取消書によりその旨を通知するものとする。

る。

(審査請求の取下げの通知等)

**第8条** 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第24条第2項において同じ。）に対し、別記第9号様式の審査請求取下通知書によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記第10号様式の還付請求書と引換えに行わなければならない。（処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式）

**第9条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、別記第11号様式の弁明書提出要求書により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

**第10条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、別記第12号様式の反論書等提出期限設定通知書によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

**第11条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、別記第13号様式の口頭意見陳述通知書により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

**第12条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、別記第14号様式の補佐人同伴出頭許可（不許可）書によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

**第13条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、別記第15号様式の証拠書類等提出期限通知書によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

**第14条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第16号様式の物件提出決定書によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、別記第17号様式の物件提出要求書により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

**第15条** 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記第18号様式の提出物目録を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第8条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

**第16条** 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、別記第19号様式の提出物受領通知書によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

**第17条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第20号様式の参考人陳述（鑑定）決定書によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、別記第21号様式の参考人陳述（鑑定）要求書により行うものとする。

3 第14条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第11条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

**第18条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第22号様式の検証決定書によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、別記第23号様式の検証通知書により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第14条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

**第19条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、別記第24号様式の質問決定書によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、別記第25号様式の質問通知書によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第14条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第11条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

**第20条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、別記第26号様式の審理手続の申立てに関する意見聴取通知書によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、別記第27号様式の審理手続決定(変更)通知書により行うものとする。

3 第11条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

**第21条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、別記第28号様式の提出書類閲覧等に関する意見書提出要求書により意見書の提出を求めて行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、別記第29号様式の提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

3 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付を受けようとする審査請求人又は参加人は、別記第30号様式の提出書類等交付請求書に行政不服審査法施行条例(平成28年北海道条例第9号)第3条で定める手数料の額に相当する額の収入証紙を貼付し、これを審査庁に提出しなければならない。

4 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第14条第2項の規定により読み替えて適用する同令第14条第1項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(手続の併合又は分離の通知)

**第22条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審査手続を分離したときは、審理関係人に対し、別記第31号様式の手続併合(分離)通知書によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

**第23条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、別記第32号様式の審理手続終結通知書により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

**第24条** 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に別記第33号様式の裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、別記第34号様式の公示送達通知書によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

**第25条** 第8条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

(細目)

**第26条** この規則の施行に関し必要な細目的事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた処分その他の行為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

別記第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日
殿
北海道公安委員会 印
総代互選命令書 についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第11条第2項の規定により、3人以内の総代を、 年 月 日までに互選することを命じます。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第3条関係）

第 年 月 日
------------

殿

北海道公安委員会 印

総代選出（解任）通知書  
についての審査請求につき、  
年 月 日付けをもって  
下記の者が総代に選任（総代を解任）されたので、通知します。  
記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第4条関係）

第 年 月 日
殿
北海道公安委員会 印

参加人参加許可（不許可）書  
についての審査請求につき、 年 月 日に申請のあ  
った利害関係人としての参加を許可します（下記の理由により不許可としま  
す。）。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

参加人参加要求書

下記の審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第  
3項の規定により読み替えて適用する同法第13条第2項の規定により、参加  
人として参加することを求めます。

記

1 審査請求の件名

2 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

3 審査請求の年月日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

参加人参加（参加取下）通知書  
についての審査請求につき、下記の者が新たに参加人となっ  
た（参加を取り下げた）ので、通知します。

記

Blank box for stamp or signature.

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第5条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

補正命令書

年 月 日付けで提出のあった審査請求書は、下記の事項について不備があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、年 月 日までに補正することを命じます。

なお、期限までに補正がなされなかったときは、同法第24条第1項の規定により、審査請求を却下することがあります。

記

Blank box for stamp or signature.

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第6条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

執行停止（不停止）決定書

についての審査請求につき、年 月 日に申立てのあった執行停止については、下記のとおり執行停止をすること（下記の理由により執行停止をしないこと）としたので、通知します。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

執行停止取消書

についての審査請求につき、年 月 日付けをもって決定した執行停止については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第26条の規定により、これを取り消したので、通知します。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

審査請求取下通知書

下記の審査請求につき、年 月 日付けをもって取下げがあったので、通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 3 審査請求の年月日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第8条、第15条、第25条関係）

年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所  
氏名

印

還付請求書

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録

番号	標目	数量	備考

取扱者 官職 氏名

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第9条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

弁明書提出要求書

下記の審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第1項の規定により、別添のとおり審査請求書（副本）を送付するので、これに対する弁明書正副通を、 年 月 日までに提出することを求めます。

記

1 審査請求の件名

2 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

3 審査請求の年月日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第10条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

反論書等提出期限設定通知書

についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付するので、同法第30条第1項（第2項）の規定によりこの弁明書に対する反論書（意見書）を提出する場合は、 年 月 日までに提出してください。

年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

補佐人同伴出頭許可（不許可）書  
についての審査請求につき、年 月 日に申請のあつた補佐人の同伴については、下記の者の同伴を許可します（下記の理由により不許可とします。）。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第15号様式（第13条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

口頭意見陳述通知書  
についての審査請求につき、年 月 日に申立てのあつた口頭による意見陳述については、下記のとおり行うこととしたので、出席してください。

記

1 意見陳述の日時

2 意見陳述の場所

3 備考

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第12条関係）

第 号

証拠書類等提出期限通知書  
についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第32条第1項（第2項）の規定により、証拠書類又は証拠物を提出する場合は、 年 月 日までに提出してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。  
別記第16号様式（第14条関係）

第 年 月 日  
殿  
北海道公安委員会 印  
物件提出決定書  
についての審査請求につき、 年 月 日に申立てのあった物件の提出については、下記の物件の提出を求めること（下記の理由により当該物件の提出を求めないこと）としたので、通知します。  
記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 規格は、A列4番縦長とする。  
別記第17号様式（第14条関係）

第 年 月 日  
殿  
北海道公安委員会 印  
物件提出要求書  
についての審査請求につき、審理のために必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により、下記のとおり物件の提出を求めます。  
記  
1 提出を求める物件の名称及び数量  
2 提出期限  
3 提出先

Blank area for stamp or signature.

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式（第15条関係）

年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

提出物目録  
下記のとおり物件の提出を受け、受領しました。  
記

審査請求の件名			
提出者	氏名		
	住所		
提出を受けた年月日			
目 録			
番号	標 目	数量	備 考

取扱者 職	氏名
-------	----

注1 提出物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第19号様式（第16条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

提出物受領通知書  
についての審査請求につき、 から下記の物件が提出  
されたので、通知します。  
記

番号	標 目	提出月日	数量	備 考

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第20号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号

殿

北海道公安委員会 印

参考人陳述（鑑定）決定書

についての審査請求につき、 年 月 日に申立ての  
あった参考人の陳述（鑑定）については、下記の参考人の陳述（鑑定）を求  
めること（下記の理由により当該参考人の陳述（鑑定）を求めないこと）と  
したので、通知します。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第21号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号

殿

北海道公安委員会 印

参考人陳述（鑑定）要求書

についての審査請求につき、審理のために必要があるので、  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替え  
て適用する同法第34条の規定により、下記のとおり陳述（鑑定）を求めます。  
記

1 陳述（鑑定）事項

2 日時及び場所

3 備考

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第22号様式（第18条関係）

第 年 月 日 号

殿

北海道公安委員会 印

検証決定書

についての審査請求につき、 年 月 日に申立ての  
あった検証については、下記の検証をすること（下記の理由により当該検証

をしないこと)としたので、通知します。  
記

2 検証の場所及び名称

3 検証事項

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第24号様式(第19条関係)

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

質問決定書

についての審査請求につき、 年 月 日に申立てのあった質問については、下記の質問をすること(下記の理由により当該質問をしないこと)としたので、通知します。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第23号様式(第18条関係)

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

検証通知書

についての審査請求につき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第35条第1項の規定により下記のとおり検証を行うので、これに立ち会う機会を与えるため、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第35条第2項の規定により通知します。

記

1 検証の日時

Blank box for stamp or signature.

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第25号様式（第19条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

質問通知書  
 についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第36条の規定により、下記のとおり質問を行うので、出席してください。

記

- 1 質問の日時及び場所
- 2 質問事項
- 3 陳述を聴取する者の氏名等

Blank box for stamp or signature.

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第26号様式（第20条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

審理手続の申立てに関する意見聴取通知書  
 についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第37条第1項の規定により、下記のとおり審理手続の申立てに関する意見聴取を行うので、出席してください。

記

意見聴取の日時及び場所

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第27号様式（第20条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

審理手続決定（変更）通知書  
についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第37条第3項の規定により、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期について、下記のとおり決定（変更）したので、通知します。

記

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第28号様式（第21条関係）

第 年 月 号 日

殿

北海道公安委員会 印

提出書類閲覧等に関する意見書提出要求書

についての審査請求につき、 年 月 日に下記のとおり提出書類等の閲覧等の要求があったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第2項の規定により、これに対する意見書を、 年 月 日までに提出するよう求めます。

なお、期限内に意見書の提出がない場合は、意見がないものとして取り扱います。

記

- 1 閲覧等の請求があった提出書類等
- 2 写し等の交付の請求があった提出書類等

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第29号様式（第21条関係）

第 年 月 号 日

殿

北海道公安委員会 印

提出書類閲覧日時等指定書

についての審査請求につき、 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので、通知します。

記

- 1 閲覧の日時

2 閲覧の場所

注1 閲覧の際は、この書面を持参すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第30号様式（第21条関係）

北海道収入証紙貼付欄（消印すること。）

年 月 日

北海道公安委員会 殿

申請人  
住所  
氏名

印

提出書類等交付請求書

行政不服審査法第38条第1項の規定により、年 月 日付で行った審査請求の審理手続において提出された書類等の交付を求めたいので、手数料を添えて、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求対象書類等の名称及び枚数

交付請求対象書類等の名称	枚数（合計）	うちカラーの枚数	うちモノクロの枚数
--------------	--------	----------	-----------

	枚	枚	枚
	枚	枚	枚
	枚	枚	枚
	枚	枚	枚
	枚	枚	枚
（合計）	枚	枚	枚

2 納付する手数料額 金 円

注1 カラー及びモノクロの枚数欄は、A列3番までの片面を1枚として計算した枚数を記入すること。

2 金額の欄は、記入しないこと。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第31号様式（第22条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

手続併合（分離）通知書

下記の審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、これらを併合（分離）することとしたので、通知します。

記

Blank area for stamp or signature.

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第32号様式（第23条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

審理手続終結通知書  
についての審査請求につき、審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により、通知します。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第33号様式（第24条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

裁決書謄本送付書  
についての審査請求につき、裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項（第4項）の規定により、裁決書の謄本を送付します。

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第34号様式（第24条関係）

第 年 月 日

殿

北海道公安委員会 印

公示送達通知書

についての審査請求につき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書の規定により、 年 月 日に公示の方法による送達をしたので、通知します。

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第5号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会に対する不服申立てに関する規則（平成19年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律

第68号）」に、「第21条」を「第23条」に改める。

第3条第2項第3号中「住所」の次に「又は居所（留置施設に留置されている者にとっては、当該留置施設の置かれる北海道警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称。第5条第3号において同じ。）」を加える。

第5条第3号中「住所」の次に「又は居所」を加える。

第6条中「第34条第2項」を「第25条第2項」に改める。

第7条中「第35条」を「第26条」に改める。

第8条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「第36条」を「第39条」に、「手続併合（分離）通知書」を「審理手続併合（分離）通知書」に改める。

第9条第1項中「第39条」を「第27条」に改める。

第10条第1項中「第41条第1項」を「第50条第1項」に、同条第2項及び第3項中「第42条第2項」を「第51条第2項」に改める。

第11条の見出しを「（申告手続）」に改める。

別記第1号様式中「不適法」を「不備」に改める。

別記第4号様式提出者の事項を次のように改める。

提出者の氏名又は名称及び住所又は居所	
--------------------	--

別記第5号様式中「住所」を「住所又は居所」に改める。  
氏名 氏名又は名称

別記第8号様式中「手続併合（分離）通知書」を「審理手続併合（分離）通知書」に改める。

別記第9号様式中「及び年齢又は名称並びに住所」を「又は名称及び住所又は居所」に改める。

別記第10号様式中「住所」を「住所又は居所」に、「請求」を「申請」に、「氏名」を「氏名又は名称」に、

「理 由」

を

「事 案 の 概 要」

審理関係人の主張の要旨

理 由

に改める。

別記第12号様式中「よる」を「による」に、「及び年齢又は名称並びに居所」を「又は名称及び住所又は居所」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第230条第1項の規定による再審査の申請又は法第232条第1項の規定による事実の申告であってこの規則の施行前にされた法第230条第1項の裁決又は法第232条第1項の通知に係るものについては、なお従前の例による。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第41号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道公安委員会印の項1の事項中「猟銃用火薬類等譲受許可証」の次に「、猟銃用火薬類等輸入許可書、猟銃用火薬類等消費許可書」を加え、同項5の事項中「の当該従事者欄及び補助用紙」を「と補助用紙とのつづり目」に改め、同項中12の事項を14の事項とし、7の事項から11の事項までを2事項ずつ繰り下げ、6の事項の次に次の2事項を加える。

7 火薬類運搬証明書と運搬計画表とのつづり目の契印

8 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証並びに管理者講習通知書の押印

別表専用公印の部北海道公安委員会印の項中「年少射撃資格認定証」の次に「、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」を加え、同部北海道公安委員会小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。

4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の部北海道公安委員会印の項6の事項の次に2事項を加える改正規定（同項8の事項に係る部分に限る。）並びに同部北海道公安委員会印の項及び北海道公安委員会小印の項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第154号

行政不服審査法の施行に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

北海道警察本部長 北 村 博 文

行政不服審査法の施行に伴う関係規程の整備に関する規程

(北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部改正)

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成13年北海道警察本部告示第119号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式まで及び別記第10号様式中「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

(北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程の一部改正)

第2条 北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程（平成18年北海道警察本部告示第54号）の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「第 条第 号」を「第 条第 項第 号」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

別記第7号様式、別記第8号様式、別記第11号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

北海道警察本部告示第155号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表札幌方面

苫小牧警察署の部沼ノ端北の項及び同部錦岡の項並びに同表釧路方面中標津警察署の部尾岱沼の項の改正規定は、同年3月29日から施行する。

平成28年3月29日

北海道警察本部長 北村博文

別表札幌方面北警察署の部浜益の項を次のように改める。

浜 益	同 浜益区 浜益77番地6	同 浜益区浜益、群別、幌、床丹、 千代志別、雄冬、川下、毘砂別、柏木、 実田、御料地及び送毛
-----	------------------	--

別表札幌方面北警察署の部柏木の項を削り、同表札幌方面苫小牧警察署の部沼ノ端北の項を次のように改める。

沼ノ端北		同 北栄町3丁目3番 1号	同 北栄町及びあけぼの町の1丁目 から5丁目まで、拓勇東町、拓勇西 町及びウトナイ南の1丁目から8丁目 まで、ウトナイ北1丁目から12丁目ま で、字沼ノ端の一部（北海道旅客鉄道 株式会社室蘭本線以北）、字植苗及び 字美沢
------	--	------------------	--

別表札幌方面苫小牧警察署の部錦岡の項中

「同 東雲町1  
丁目22番7号」を「同 青雲  
町1丁目22番  
7号」に改

め、同表函館方面函館中央警察署の部大野の項を次のように改める。

大 野		同 本町1 丁目5番7号	同 本町1丁目から6丁目まで、本 郷1丁目から3丁目まで、向野1丁目 から3丁目まで、本町、本郷、向野、 市渡、稲里、白川、細入、開発、東前、 萩野、一本木、千代田、清水川、南大 野、村内、文月、村山及び中山
-----	--	-----------------	---

別表旭川方面旭川中央警察署の部近文の項中

「同 緑町20  
丁目2751番地」を「同 緑町20  
丁目2750番地  
の16」に

改め、同表旭川方面羽幌警察署の部苫前の項を次のように改める。

苫 前	同 苫前町 字苫前236番 地の2	同 苫前町字苫前、字三豊、字栄 浜、字豊浦、字興津、字昭和、字旭、 字香川、字力昼、字上平
-----	-------------------------	---

別表旭川方面羽幌警察署の部力昼の項を削り、同表釧路方面中標津警察署の部尾岱沼の項中「湖見町88番地12」を「尾岱沼湖見町125番地」に改め、同表北見方面網走警察署の部駅前

新 町		同 新町1 丁目8番1号	同 新町1丁目から3丁目まで、向 陽ヶ丘1丁目から7丁目まで、大曲1 丁目及び2丁目、緑町、錦町、向陽ヶ 丘、字天都山、字大曲並びに字三眺
-----	--	-----------------	--

別表北見方面網走警察署の部大曲の項を削り、同表北見方面紋別警察署の部滝上の項を次のように改める。

滝 上	紋別郡滝上町 字滝ノ上市街 地3条通2丁 目20番地	紋別郡滝上町
-----	-------------------------------------	--------

別表北見方面紋別警察署の部濁川の項を削る。

### 北海道警察本部告示第156号

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

北海道警察本部長 北村博文

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程

停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「（北海道安全運転学校において行うものに限る。）」を削る。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 北海道警察本部告示第157号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月29日

北海道警察本部長 北村博文

- 1 落札に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量  
自動車保管場所データ入力業務委託 345,648件
- 2 落札を決定した日  
平成28年3月4日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 一般財団法人北海道交通安全協会

- (2) 住 所 札幌市中央区北30条西6丁目4番18号
- 4 落札金額  
92円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成28年1月22日付け北海道警察本部告示第27号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

## 道 方 面 公 安 委 員 会 告 示

### 北海道函館方面公安委員会告示第2号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成28年3月29日

北海道函館方面公安委員会委員長 小笠原 康 正

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中

「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証の押印 」	を	「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証、猟銃用火薬類等輸入許可書及び猟銃用火薬類等消費許可書の押印 」	に改め、
-----------------------	---	--	------

同項5の事項中「の当該従事者欄及び補助用紙」を「と補助用紙とのつづり目」に改め、同項中8の事項を10の事項とし、7の事項を9の事項とし、6の事項の次に次の2事項を加える。

- 7 火薬類運搬証明書と運搬計画表とのつづり目の契印
- 8 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証並びに管理者講習通知書の押印  
別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中「年少射撃資格認定証」の次に「風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」を加え、同部北海道函館方面公安委員会小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。
- 4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項6の事項の次に2事項を加える改正規定（同項8の事項に係る部分に限る。）並びに同部北海道函館方面公安委員会印の項及び北海道函館方面公安委員会小印の項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

### 北海道旭川方面公安委員会告示第14号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

北海道旭川方面公安委員会委員長 今 本 哲 郎

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項中

「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証の押印 」	を	「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証、猟銃用火薬類等輸入許可書及び猟銃用火薬類等消費許可書の押印 」	に改め、
-----------------------	---	--	------

同項5の事項中「の当該従事者欄及び補助用紙」を「と補助用紙とのつづり目」に改め、同項中8の事項を10の事項とし、7の事項を9の事項とし、6の事項の次に次の2事項を加える。

- 7 火薬類運搬証明書と運搬計画表とのつづり目の契印
- 8 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証並びに管理者講習通知書の押印  
別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項中「年少射撃資格認定証」の次に「風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」を加え、同部北海道旭川方面公安委員会小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。
- 4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項6の事項の次に2事項を加える改正規定（同項8の事項に係る部分に限る。）並びに同部北海道旭川方面公安委員会印の項及び北海道旭川方面公安委員会小印の項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

### 北海道釧路方面公安委員会告示第30号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

北海道釧路方面公安委員会委員長 梁 瀬 之 弘

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項中

「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証の押印 」 を 「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証、猟銃用火薬類等輸入許可書及び猟銃用火薬類等消費許可書の押印 」 に改め、

同項5の事項中「の当該従事者欄及び補助用紙」を「と補助用紙とのつづり目」に改め、同項中8の事項を10の事項とし、7の事項を9の事項とし、6の事項の次に次の2事項を加える。

7 火薬類運搬証明書と運搬計画表とのつづり目の契印

8 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証並びに管理者講習通知書の押印

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項中「年少射撃資格認定証」の次に「風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」を加え、同部北海道釧路方面公安委員会小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。

4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項6の事項の次に2事項を加える改正規定（同項8の事項に係る部分に限る。）並びに同部北海道釧路方面公安委員会印の項及び北海道釧路方面公安委員会小印の項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

#### 北海道北見方面公安委員会告示第18号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

北海道北見方面公安委員会委員長 小 田 恵美子

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項中

「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証の押印 」 を 「 1 猟銃用火薬類等譲受許可証、猟銃用火薬類等輸入許可書及び猟銃用火薬類等消費許可書の押印 」 に改め、

同項5の事項中「の当該従事者欄及び補助用紙」を「と補助用紙とのつづり目」に改め、同項中8の事項を10の事項とし、7の事項を9の事項とし、6の事項の次に次の2事項を加える。

7 火薬類運搬証明書と運搬計画表とのつづり目の契印

8 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証並びに管理者講習通知書の押印

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項中「年少射撃資格認定証」の次に「風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」を加え、同部北海道北見方面公安委員会小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。

4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項6の事項の次に2事項を加える改正規定（同項8の事項に係る部分に限る。）並びに同部北海道北見方面公安委員会印の項及び北海道北見方面公安委員会小印の項の改正規定は、同年6月23日から施行する。